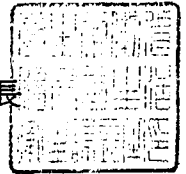


写

健衛発第0908001号
平成16年9月8日

各〔都道府県〕
〔政令市〕衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局生活衛生課長



パーマメント・ウエーブ用剤の目的外使用について

記

標記については、「パーマメント・ウエーブ用剤の目的外使用について」（昭和60年7月1日付衛指第117号生活衛生局指導課長通知）（以下「本職通知」という。）により、美容所等においていわゆるまつ毛パーマと称する施術（以下「まつ毛パーマ」という。）により事故等の起こることのないよう、貴職に対し美容業務の適正な実施の確保をお願いしているところである。

今般、独立行政法人国民生活センターの実施したまつ毛パーマに関する調査に基づき、エステサロン、美容所等において、まぶたや目に対する健康被害の発生が見られ、同センターより行政に対し、パーマメント・ウエーブ用剤がまつ毛に使用されることのないよう、周知及び指導の徹底が要望されたところである。

貴職におかれては、管下のエステサロン、美容所等において、かかる行為により事故等の起こることのないよう営業者等に対し周知徹底を図るとともに、再度、本職通知の趣旨に基づき、美容業務の適正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものであり、当省医薬食品局と予め打合せ済みであるので念のため申し添える。

（別添）（独）国民生活センター報告書